

保険料の納め方

受給している年金の額などによって、納め方が異なります。

年金が年額18万円以上

年金から差し引かれます(特別徴収)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料が差し引かれます。

※老齢福祉年金などは対象となりません。



前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料から、すでに納めた仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

次のような場合は、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

65歳になった年度の保険料について

介護保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から第1号被保険者の保険料として納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

「4~9月分」を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めます。

65歳の誕生日の前日(10月1日)がある月

「10月~翌年3月分」を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

納期が重なっているだけで、二重に納めているわけではありません

年金が年額18万円未満

納付書

または

口座振替

で納めます(普通徴収)



市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。

POINT!

65歳になった年度については「4月~65歳になる月の前月」の分を「年度末までの納期」に分けて、加入している医療保険の保険料とともに納付します。そのため、65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれています。